

## 旧 仙台市立住吉台小学校同窓会会則

第 1 条 本会を仙台市立住吉台小学校同窓会とよび、事務局を母校内に置く。

第 2 条 本会は、仙台市立住吉台小学校の卒業生を会員として組織する。

第 3 条 本会は、母校の教職員および教職員であった方を名誉会員とする。

第 4 条 本会は、会員相互の親睦をはかり、助け合い、励まし合って母校で受けた教育をいっそう輝かしいものにすると共に、母校の発展に協力していくことを目的とする。

第 5 条 本会に次の役員を置く。

・会 長 1 名 ・常任幹事 1 名 ・幹 事 若干名

会長は、正式に発足するまで母校の校長が代行する。

常任幹事は、正式に発足するまで母校の職員 1 名がこの任にあたる。

幹事は、卒業年度ごとに卒業学級より男女 1 名がこの任にあたる。

第 6 条 会長は、本会を代表し会務をつかさどる。

常任幹事は、会長の指示のもとに本会の運営にあたり、会計事務も担当する。

幹事は、会務を審議する。

第 7 条 本会の経費は、入会金・寄付金・その他をもってこれにあてる。

入会金は、1 人 1 0 0 円とし、母校を卒業するとき納入し、預金しておくものとする。

第 8 条 本会会則は、総会にはかつて変更することができる。

本会則は、平成 年 月 日から施行する。

この会則は、仙台市立住吉台小学校同窓会発足時の会則であり、同窓生自身の手で会が運営されるようになった段階で、詳しい会則を作成するものとする。

※ 正式に発足するまでは、1 人 1 0 0 円を基金として積み立てておく。